

## 意 見 書

国立大学法人徳島大学職員給与規則等に関する意見は下記のとおりです。

### 記

1. 国立大学法人徳島大学職員給与規則、2. 同有期雇用職員の人事・給与及び労働時間・休日・休暇に関する規則、3. 同再雇用職員就業規則、4. 同定年前再雇用職員就業規則、5. 同職員の期末手当及び業績手当支給細則に関するこの度の改正については、概ねこれに賛同いたします。教職員のさらなる待遇改善に資するべく、以下の点についてもご検討ください。

先ず、職員給与規則に関して、この度の改正により基本給が平均3.62%引き上げられることとなりました。しかしながら、年俸制教職員に関しては、年俸表そのものが人勧に準拠しているわけではありません。たしかに、年俸表はもともと「諸手当込み」という名目で、月給制による年収額よりも数十万円程度高めに設定されていましたが、月給額の上昇にともない、徐々にその優位さが圧縮されています。年俸表の改定について引き続きご検討ください。あわせて、年俸制教職員に対する大学院手当や単身赴任手当の導入を要望いたします。

加えて、有期雇用職員に関して、1年未満は1,320円(60円の値上げ)に、1年以上2年未満については1,357円(59円の値上げ)に、2年以上については1,395円(59円の値上げ)に引上げることとなりました。その一方で、県内の最低賃金が上がっており、パートの人がなかなか集まらない実情があります。2年以上についても時間給の引上げを行うなど、引き続きの改善をお願いします。

令和 7 年 12 月 23 日

国立大学法人徳島大学長 殿

常三島地区職員過半数代表者

職 名 准教授

氏 名 吉岡宏祐 印